

議案第203号

指定管理者の指定について

さいたま市浦和ふれあい館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市浦和区常盤9丁目30番22号
- (2) 名 称 さいたま市浦和ふれあい館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名 称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
- (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで